

マイナンバー制度の施行に伴い、平成29年6月から、この助成事業を利用される皆様のマイナンバーをご提出いただきます。申請に当たっては、以下のとおり「①他人が成りすましをしていないかの確認（本人確認）」と、「②記載された番号が正しいことの確認（番号確認）」の2つを実施させていただきます。

- 代理人が申請する場合は、別途確認書類が必要です（裏面参照）
- 本人または代理人が窓口で持参される場合は、確認書類の提示のみで、写しの提出は不要です。
- 郵送で申請される場合は、確認書類又はその写しも提出が必要です。なお、提出いただいた番号確認等のための書類については、マイナンバーの取扱い上、破棄させていただきますのでご了承ください。

## 1 本人申請、または 郵送による申請の必要書類

### （確認1）本人確認

- ・ 以下の①または、②のいずれかにて、申請者の本人確認を行います。
- ・ 更新申請の方は「受給者証」と「申請者の保険証」により、本人確認が可能です。

#### ① 顔写真付きの必要書類(以下のうち1つ提示) ※チェックをしてください。

- 個人番号カード    運転免許証    運転経歴証明書    パスポート    療育手帳  
身体障害者手帳    精神障害者保健福祉手帳    在留カード    特別永住者証明書  
国勢調査員証や小型船舶操縦免許証等の公的機関が発券・発行した写真が入っている書類  
 ①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの(※管轄の保健所にご相談ください)

#### ② その他の必要書類(以下のうち2つ提示) ※チェックをしてください。

- 保険証(公的医療保険の被保険者証)    指定難病の医療受給者証  
年金手帳    児童扶養手当証書    特別児童扶養手当証書  
社員証、学生証、氏名住所が記載された預金通帳(ゆうちょ銀行等)  
官公署の公印が押印されている書類等で①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの(住民票等)

### （確認2）番号確認

- ・ 以下により、申請者の番号(マイナンバー)を確認します。

#### ・ 必要書類(申請者について、以下のうち1つ提示) ※チェックをしてください。

- 個人番号カード    通知カード    個人番号が記載された住民票の写し  
住民票記載事項証明書

※ いずれもお持ちでない場合は、保健所にご相談ください。

※ 番号確認の必要書類に、「住民票」又は「住民票記載事項証明書」を用いた場合は、その住民票等は本人確認の必要書類としては利用できません。

## 2 代理人申請の必要書類

## （確認1）代理権の確認

●以下により、申請者の代理人であることを確認します。

・ 必要書類（申請者について、以下のうち1つ提示）※チェックをしてください。

## ①法定代理人の場合

戸籍謄本       その他、その資格を証明する書類

## ②上記以外の場合

「申請者」の健康保険証       「申請者」の個人番号カード       委任状（別紙）

## （確認2）本人確認

・ 以下の①または、②のいずれかにて、**代理人の本人確認**を行います。

① 顔写真付きの必要書類（以下のうち1つ提示）※チェックをしてください。

個人番号カード       運転免許証       運転経歴証明書       パスポート       療育手帳  
 身体障害者手帳       精神障害者保健福祉手帳       在留カード       特別永住者証明書  
 国勢調査員証や小型船舶操縦免許証等の公的機関が発券・発行した写真が入っている書類で  
 ①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの（※管轄の保健所にご相談ください）

② その他の必要書類（以下のうち2つ提示）※チェックをしてください。

保険証（公的医療保険の被保険者証）       年金手帳       児童扶養手当証書  
 特別児童扶養手当証書       社員証、学生証、氏名住所が記載された預金通帳（ゆうちょ銀行等）  
 官公署の公印が押印されている書類等で①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの  
 （住民票等）

## （確認3）番号確認

・ 以下により、**申請者の番号（マイナンバー）**を確認します。

・ 必要書類（申請者について、以下のうち1つ提示）※チェックをしてください。

個人番号カード       通知カード       個人番号が記載された住民票の写し  
 住民票記載事項証明書

※ いずれもお持ちでない場合は、保健所にご相談ください。

※ 番号確認の必要書類に、「住民票」又は「住民票記載事項証明書」を用いた場合は、その住民票等は本人確認の必要書類としては利用できません。